

21年度市民税・都民税 納税通知書(普通徴収分) を送付します

21年度の市民税・都民税の納税通知書を6月12日(金)に送付します。

今年送付する納税通知書は普通徴収分、市民税・都民税を個人で納付する方が対象となります。

【対象となる方】①20年分所得税の確定申告書または21年度市民税・都民税申告書を提出した方②20年分の給与収入や公的年金等の支払

【対象とならない方】①申告書を提出した方でも、市民税・都民税の年税額をすべて給与から天引きされる特別徴収の方②税法上、市民税・都民税が課税されない方(非課税者)

21年度の市民税・都民税の主な改正点

【対象となる方】21年度市民税・都民税の納税通知書の「公的年金等からの特別徴収税額」の欄に金額が記載されていますので、ご確認ください。

【対象となる方】20年中に公的年金の支払いを受けた方で、4月に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方

【対象となる方】21年度市民税・都民税の納税通知書の「公的年金等からの特別徴収税額」の欄に金額が記載されていますので、ご確認ください。

建築事業に関するお知らせ

【対象となる方】老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など

【対象となる方】21年度市民税・都民税の納税通知書の「公的年金等からの特別徴収税額」の欄に金額が記載されていますので、ご確認ください。

【傍聴人】先着75人程度(当日会場で、午後零時半から傍聴券を配布)

お知らせ

【審査】25人程度(応募者多数の場合抽選)

【審査】25人程度(応募者多数の場合抽選)

税額	普通徴収(納付書または口座振替)		特別徴収(年金から引き落とし)		
	6月	8月	10月	12月	2月
	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6
	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円	3,000円(※1)

税額	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	本年2月に納付した額			年税額から仮特別徴収額を控除した額の1/3		
	3,000円(※1)	3,000円	3,000円	2,800円(※2)	2,600円	2,600円(※3)

○表2の4・6・8月は、本年の2月に納付した額(※1)を特別徴収により納付
○表2の10・12・2月は、年税額(17,000円)から特別徴収(仮徴収)税額を差し引いた額(8,000円)の3分の1ずつを、老齢基礎年金等の支払い月ごとに特別徴収により納付。ただし、100円未満の端数は10円納付分(※2)で調整
○表2の2月に納付した額(※3)は、次年度の4・6・8月の特別徴収(仮徴収)額になります

屋外広告物講習会を開催します

【日時】8月25日(火)・26日(水)のいずれも午前9時半～午後4時15分

【会場】都民ホール(都議会議事堂一階南側)

【対象】都内、屋外広告業を営んでいる方、または営もうとしている方

【定員】先着250人

【受講手数料】4,900円

【申込書の配布場所】都都市整備局緑地景観課(都庁第二本庁舎21階中央、市施設管理

【日時】8月25日(火)・26日(水)のいずれも午前9時半～午後4時15分

【会場】都民ホール(都議会議事堂一階南側)

【対象】都内、屋外広告業を営んでいる方、または営もうとしている方

【定員】先着250人

【受講手数料】4,900円

【申込書の配布場所】都都市整備局緑地景観課(都庁第二本庁舎21階中央、市施設管理

防犯灯の維持管理費に補助金を交付

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、上半期(20年12月1日～21年5月31日)にかかった費用(電気料・取り替え経費)を補助します。

各団体の代表の方には申請書を送付しています。

6月15日(月)までに施設管理課(市役所5階)で必ず手続きをしてください。

提出が遅れますと、補助金の交付が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

なお、郵送での申請はできませんので、あらかじめご了承ください。

詳しくは同課道路河川施設担当 ☎470・7767へ。

詳しくは課税課市民税係(内線23333・23337)へ。

国民年金

納めすぎていた保険料が戻ります

17年3月以前に60歳以降国民年金に任意加入していた方が対象です。

国民年金基金とは、自営業者などの国民年金に加入している方が、より充実した年金を受けられるように、任意で加入できる公的な年金制度です。

国民年金

納めすぎていた保険料が戻ります

17年3月以前に60歳以降国民年金に任意加入していた方が対象です。満額の老齢基礎年金の支給要件を満たすために必要な月数を超えて保険料を納付していた場合、申請により納めすぎた保険料が戻ります。手続きは、武蔵野社会保険事務所に「申出書」と「国民年金納めすぎ戻り金請求書」を提出してください。

詳しくは同課 ☎03・533822・56・1411へ。

国民年金基金

国民年金基金とは、自営業者などの国民年金に加入している方が、より充実した年金を受けられるように、任意で加入できる公的な年金制度です。

詳しくは同課 ☎03・5285・8800またはフリーダイヤル ☎0120・65・4192へ。

～危険物安全週間～

6月7日(日)～13日(土)

「安全は意識と知識の心掛け」

20年度中、市内では危険物施設における事故は発生していません。しかし、全国的に見ると大小に関わらず危険物による事故は後を絶ちません。

特に、ガソリンスタンドのセルフ給油中の操作間違いによる吹きこぼれの事故や静電気による火災は、危険物に対する確かな認識を持つことで防げる事故です。この期間中に各事業所は再点検・再認識をお願いします。

詳しくは東久留米消防署予防課 ☎471・0119へ。

都民の意見を聴く会を開催

【日時】7月2日(木)午後1時から

【会場】南部地域センター2階講習室1・2

申し込みは申込書に受講手数料を添えて、6月22日(月)26日(金)の午前9時半～午後4時に、都都市整備局緑地景観課へ直接持参してください。

詳しくは同課 ☎03・533822・56・1411へ。

【対象となる方】21年度市民税・都民税の納税通知書の「公的年金等からの特別徴収税額」の欄に金額が記載されていますので、ご確認ください。

【対象となる方】21年度市民税・都民税の納税通知書の「公的年金等からの特別徴収税額」の欄に金額が記載されていますので、ご確認ください。

【対象となる方】21年度市民税・都民税の納税通知書の「公的年金等からの特別徴収税額」の欄に金額が記載されていますので、ご確認ください。

【対象となる方】21年度市民税・都民税の納税通知書の「公的年金等からの特別徴収税額」の欄に金額が記載されていますので、ご確認ください。